

平成19年4月1日

保護者の皆様へ

東北大学川内けやき保育園
施設主任 相原 純子

保育園におけるくすりの取り扱いについて

乳幼児のくすりは医師の指示に基づいて、保護者が与えるものとなっております。ただし、やむを得ず保護者が与えることが出来ない時は、保護者の依頼を受けて、保育者が代わりに与えることとなります。

市内の保育園では、くすりの依頼が年々多くなり、くすりの管理や保育中にお子さんに与えることが難しくなっている現状が見られます。

当保育園におけるくすりの取り扱いについて、医師会からのご指導も参考に、下記のようにまとめました。

趣旨をご理解いただき、ご協力を宜しくお願い致します。

記

1. 取り扱うくすりは、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局調剤したものに限りさせていただきます。
2. 保護者の個人的判断で持参したくすりは、保育園としては対応できません。
3. 座薬、吸入薬は原則としてお預かりできません。やむを得ず使用する場合は医師からの具体的な指示書を添付して下さい。なお使用にあたっては、そのつど保護者にご連絡しますのでご了承下さい。
4. そのお子さんに初めて使用する座薬、吸入薬については対応できません。
5. 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら・・・」「発作が起きたら・・・」というように症状を判断して与えなければならない場合は、保育園としてはその判断ができませんので、くすりをお預かりできません。そのつど保護者にご連絡することになりますのでご了承下さい。
6. 慢性の病気（気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気）の、日常における投薬や処置については、お子さんの主治医または嘱託医の診断書を提出して下さい。
7. 持参するくすりについて
 - ①医師が処方したくすりには必ず「依頼書」を添付して下さい。なお、「薬剤情報提供書」がある場合には、それも添付して下さい。（コピーで可）
 - ②使用するくすりは1回ずつに分けて当日分のみご用意下さい。
 - ③袋や容器にお子さんの名前を記載して下さい。
8. 主治医の診断を受けるときは、お子さんが現在保育園に入園していることと、保育園では原則としてくすりの使用ができないことをお伝え下さい。
9. 主治医には、可能であるならば1日2回のくすりや、1日3回でも時間を変更し、朝・夕方・夜寝るときに服用しても良いかどうか、お尋ね下さい。